

ふくはーうち!

2月3日(月)に町内の各保育所で、節分の豆まきを行いました。こん棒を構えながらあらわれた赤鬼と青鬼、黒鬼。鬼を退治しようとして、子どもたちは豆を握りしめて立ち向かっていきました。鬼を退治したあとは、豆をくれるお福さんが登場。鬼のときとは違い、みんな満面の笑みでお出迎えです。

【写真は大山崎町保育所のようす】

今月の主な内容

まちの“未来”を考える	P 2
町職員の給与・定員	P 4
各種相談窓口を紹介します	P 6
国民健康保険からのお知らせ	P 9
町内会・自治会に加入してください!	P 10
原付バイクなどの廃車手続き	P 10
えいごcafeをオープンします	P 11
通勤・通学・お出かけは公共交通で	P 11
聴こえの教室~なんでも相談会~を開催します	P 12
史跡大山崎瓦窯跡の調査結果を紹介します	P 12

まちの“未来”を考える

—命と生活を守り住みよいまちをつくるために 今すべきこと—

町では、これからの“まちづくり”における最重要課題を解決するための今後の方向性について、検討を重ねてきました。検討のなかで、町民の皆さんの命と生活を守り、住みよいまちをつくるためには早急な都市基盤の再整備が必要不可欠であり、そのためには「都市計画税」の導入は避けられないと判断しました。

今回は、町の“まちづくり”について皆さんに考えていただくために、課題の解決策や方向性、都市計画税の導入についてお知らせします。

問=企画財政課企画調整係 ☎956-2101 (内380)

大山崎町の“まちづくり”

これまで

過去に行った下水道などの都市基盤の充実を背景に、その後も豊かな財政状況のもとで、子育て支援などの福祉分野を中心に“まちづくり”を行ってきました。

皆さんの日常生活の安心・安全が脅かされ、住みにくいまちにならないように、今抱えている課題をこれ以上先送りにはできません。安心・安全な生活基盤を整え、子育てがしやすく高齢になっても暮らしやすいまちをつくらなければなりません。

子育て支援や高齢者への福祉施策を段階的に縮小。また、▼雨水排水施設▼水道施設▼公共施設の老朽化、道路の未整備など、都市基盤の整備や更新も遅れています。これが、今の“まちづくり”の大きな課題となっています。

長引く不況や人口の高齢化で町税収入が減少する一方、子どもや高齢者への福祉サービスが増加などに伴う歳出が増え、極めて厳しい財政運営が続いています。このような厳しい財政状況もあり、町として“まちづくり”の課題を認識しつつも、解決を「先送り」してきました。

これからの“まちづくり”

主に次のような都市基盤の整備事業を行います。

最優先!

1 雨水排水施設の再整備

…大山崎排水ポンプ場と下植野排水ポンプ場などの再整備

【現在】

排水ポンプ場の処理能力を超える降雨があった場合や老朽化したポンプの故障などで、内水氾濫を生じる恐れがあります。

【今後の方向性】

○浸水被害の大きい地域に、雨水を強制排水するための施設を設置。
○既設排水路の改修を行う。
○既設ポンプの更新を行い、排水能力の向上を図る。

【事業計画期間／概算事業費】

平成26年度～平成37年度（12年間）／約48億円

最優先!

2 水道施設の再整備と耐震化

…浄水場、配水池、水道管などの再整備と耐震化

【現在】

町内の水道施設は老朽化が進行。耐震化率も極めて低く、地震による浄水場の崩壊や管路の破断、水害による浸水などで長期間にわたり断水する恐れがあります。

【今後の方向性】

○送水管の送水ルートの変更や耐震化を行う。

○浄水場と配水池の耐震化を行う。
※配水池とは浄水場から送られた浄水を、一時的に貯水する施設のこと

【事業計画期間／概算事業費】

平成25年度～平成51年度（27年間）／約27億円

3 町道の整備

【現在】

円明寺が丘団地南端～名神高速道路の間は歩道が未整備で、交通量の増加に伴い歩行者の安全性の確保が不可欠となっています。

【今後の方向性】

該当区間（800m）を道路幅12m、両側歩道（2・5m幅）に拡幅する。

【事業計画期間／概算事業費】

実施時期は未定（約10年間）／約15億円

4 円明寺が丘団地の再整備

【現在】

建物の更新やバリアフリー化、公共交通網の変化にもなう再整備が求められています。

【今後の方向性】

都市計画の方向性や整備範囲、手法を検討のうえ、住民の皆さんと「ま

これから

これまでの経過と今後のスケジュール

- 平成25年6月の町議会定例会に「都市計画税条例案」を提案 ⇒ 結果は「否決」
概要…平成26年度から課税／税額は土地・家屋の課税標準額×税率0.25%
- 平成26年3月の町議会定例会に「都市計画税条例案」を再提案。あわせて「都市計画事業基金条例案」を新たに提案 ⇒ 町議会定例会最終日に採決の予定。
概要…平成27年度から課税／税額は、土地・家屋の課税標準額×税率0.25%（平成31年度までは0.15%）／都市計画税の使い道を明確にし、適正に管理・運用するために基金を創設

町議会での結果を含め、これからも町民の皆さんに情報提供をしていきます。

都市計画税とは
都市計画税は都市計画事業として認可された▼道路▼公園▼上下水道施設整備および土地区画整理事業など、都市整備に関する事業にだけ使える税金です。

都市計画事業基金を創設します
年度内に使わなかった都市計画税は、「都市計画事業基金」に毎年積み立てていきます。積み立てた基金は、都市計画事業と土地区画整理事業に関する経費の財源にするときにだけ、使うことができます。

3ページに掲載している最優先事業①②の事業費用と返済計画は、本誌と同時に配布している資料でご確認ください。

お知らせします

町職員の給与・定員

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度 の人件費率
平成24年度	15,379人	5,060,391千円	150,092千円	1,143,466千円	22.6%	22.0%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
平成24年度	121人	458,875千円	87,977千円	164,265千円	711,117千円	5,877千円	(後日、ホームページに掲載します)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	平成20年4月1日	平成25年4月1日
大山崎町	92.5	(後日、ホームページに掲載します)
類似団体平均	(後日、ホームページに掲載します)	
全国町村平均	(後日、ホームページに掲載します)	

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
大山崎町	42.2歳	316,700円	398,068円	354,480円
京都府	44.2歳	339,514円	430,084円	389,921円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	(後日、ホームページに掲載します)			

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
大山崎町	43.8歳	6人	313,700円	359,979円	336,001円
うち清掃職員	49.2歳	4人	344,375円	403,980円	372,780円
京都府	52.7歳	329人	353,784円	407,277円	389,799円
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)
類似団体	(後日、ホームページに掲載します)				

(注) 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分		大山崎町	京都府	国
一般行政職	大学卒	172,200円	179,700円	172,200円
	高校卒	140,100円	145,400円	140,100円
技能労務職	高校卒	155,700円	143,200円	—
	中学卒	140,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700円	304,200円	331,200円
	高校卒	237,500円	275,300円	310,600円
技能労務職	高校卒	242,100円	270,100円	290,400円
	中学卒	222,000円	254,200円	279,700円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師の職務 作業員、管理員、調理師の職務	1人	1.2%
2級	知識、技術または経験を必要とする主事、技師の職務 技能・経験を必要とする作業員、管理員、調理師の職務	9人	11.0%
3級	主査、主任の職務 作業長、作業次長、総括主任の職務	25人	30.5%
4級	課長補佐、係長、総括主査の職務 技能・経験を必要とする作業長、作業次長、総括主任の職務	24人	29.3%
5級	主幹の職務	7人	8.5%
6級	課長、参事の職務	10人	12.2%
7級	部長の職務 困難な業務を所掌する課長、参事の職務	6人	7.3%

(注) 1 大山崎町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の主な手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	大山崎町	京都府	国
1人あたり平均支給額 (平成24年度)	1,387千円	—	—
(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)
期末手当	2.60月分	2.60月分	2.60月分
勤勉手当	1.35月分 (1.45)月分	1.35月分 (1.45)月分	1.35月分 (1.45)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

町行政は、住民の皆さんの理解を得ながら、効率的かつ適正に運営していかなければなりません。そのため、職員の給料などの状況について、そのあらましを公表します。なお、ここで紹介する給与は手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。詳しくは町ホームページをご覧ください。 問=総務課総務係 ☎956-2101 (内329)

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

区分	大山崎町	国
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	本町と同じ
勤続20年	23.03月分 28.7875月分	
勤続25年	32.83月分 38.955月分	
勤続35年	46.55月分 55.86月分	
最高限度額	55.86月分 55.86月分	
そのほかの加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	そのほかの加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
1人あたり平均支給額	27,049千円	

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

区分	支給実績(平成24年度決算)	国	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)	18,787千円	156,558円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	4%	120人	3%

(4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

区分	支給実績(平成24年度決算)
支給職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)	3,613千円
職員全体に占める手当支給職員数の割合(平成24年度)	144,520円
手当の種類(手当数)	13.0%
	18

(5) 時間外勤務手当

区分	支給実績(平成24年度決算)
職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)	28,124千円
職員1人あたり平均支給年額(平成24年度決算)	202千円
支給実績(平成23年度決算)	24,593千円
職員1人あたり平均支給年額(平成23年度決算)	223千円

5 特別職の報酬などの状況

(平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等		
給料	町長	711,000円 (790,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額
	副町長	631,700円 (665,000円)	(後日、ホームページに掲載します)
報酬	議長	380,000円	(後日、ホームページに掲載します)
	副議長 議員	315,000円 290,000円	
期末手当	町長 副町長	(24年度支給割合) 2.95月分	(24年度支給割合) 2.95月分
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.95月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	給料月額×在職年数×530/100 15,073,200円 任期毎 給料月額×在職年数×315/100 7,959,420円 任期毎
	備考		

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

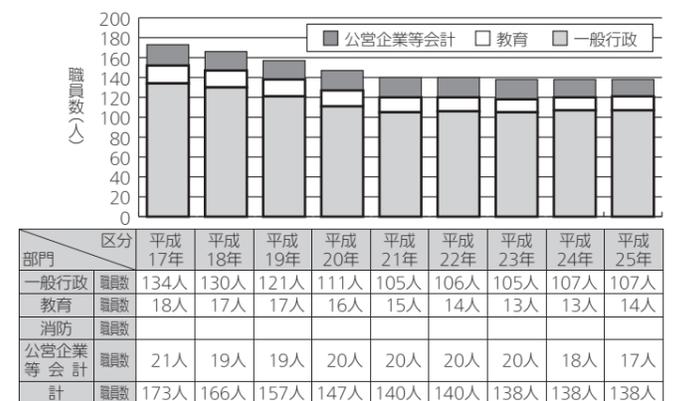
区分	部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務	28	30	2	業務増
	税務	8	8		
	民生	43	42	▲1	事業の統廃合縮小
	衛生	13	13		
	労働				
	農林水産	1	1		
	商工	1	1		
	土木	11	10	▲1	事業の統廃合縮小
	計	107	107		(参考) 人口1万人あたり職員数69.58人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 後日、ホームページに掲載)
公営企業等会計部門	教育部門	13	14	1	業務増
	消防部門				
	小計	120	121	1	(参考) 人口1万人あたり職員数78.68人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 後日、ホームページに掲載)
公営企業等会計部門	水道	6	6		
	下水道	3	3		
	その他	9	8	▲1	その他
	小計	18	17	▲1	
合計	138 [246]	138 [246]		(参考) 人口1万人あたり職員数89.73人	

(注) 1 職員数は教育長を除く一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	11人	19人	20人	9人	7人	14人	11人	12人	30人	0人	138人
構成比	0.0	3.6	8.0	13.8	14.5	6.5	5.1	10.1	8.0	8.7	21.7	0.0	100.0

(3) 平成17年度からの職員数の推移(各年4月1日現在)



相談ごと (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
雇用・労働相談窓口 の案内	経済環境課経済観光係 (内247)	仕事探しや職業訓練などの相談窓口を案内します。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
緊急経営相談	大山崎町商工会 ☎956-4600	中小企業の経営に関する融資・記帳・申告など、幅広く経営支援員が相談 を受けます。 とき＝随時 (予約制。平日の夜間も可)
消費生活相談	経済環境課経済観光係 (内247)	悪質商法や多重債務など消費生活に関するトラブルについて、専門相談員 が相談を受けます。 とき＝毎月第1・第2・第3・第4回13:30～15:30
貸付金の相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	病気や失業、不測の事故などで一時的に暮らしが成り立たなくなったとき や、低所得者・障がい者・高齢者に対する資金の貸付金についての相談を 受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
高齢者の生活相談	健康課高齢介護係 (内137・138・149)	介護保険・介護予防に関すること、高齢者虐待などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
高齢者の よろず相談	地域包括支援セン ター (なごみの郷内) ☎952-6533	高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護や福祉などの相談を専門員が受 けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
「認知症」 よろず相談	地域包括支援セン ター (なごみの郷内) ☎952-6533	認知症に関する相談を専門員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
障がい者の 生活相談	福祉課社会福祉係 (内151)	障がい者の身近な生活相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
障がい者の よろず相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	障がい者の福祉などの相談を専門相談員が受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
障がい者虐待の 通報・相談	福祉課社会福祉係 (内151)	障がい者の虐待に気づいたときは、通報またはご相談ください。 とき＝平日8:30～17:15 (随時) ※通報については、上記以外の時間は宿直が対応
困りごと相談	福祉課社会福祉係 (内151) 民生児童委員	地域福祉の担い手として福祉活動を行っている地域の民生児童委員が、さ まざまな困りごとや心配ごとの相談を受けます。
心配ごと相談	社会福祉協議会 ☎957-4100	家庭の問題、隣近所のこと、生活困難、子育ての疑問や不安、行政に関す ることなど、生活上のさまざまな相談を民生児童委員、人権擁護委員、行 政相談委員が受けます。 とき＝毎月第1・第3回13:30～15:30
京都弁護士会によ る無料法律相談	企画財政課秘書広報係 (内312)	相談内容は問わず、京都弁護士会の弁護士が相談を受けます。 とき＝3月28日回13:30～16:30 (予約制) ※以後の相談日程は、本誌などでお知らせします
行政書士による 暮らしと事業の 行政相談会	企画財政課秘書広報係 (内312)	相続・遺言、公正証書、契約書、示談書などの疑問に、行政書士が答えます。 とき＝毎月第3回13:30～16:30
司法書士による 無料相談会	企画財政課秘書広報係 (内312)	相続・遺言、不動産登記などの相談に司法書士が答えます。 とき＝4月15日回13:30～16:30 (予定) ※以後の相談日程は、本誌などでお知らせします

各種相談窓口を紹介します

日頃の生活の中で不安や心配ごとをお持ちの方は、ひとりで悩まずにまずはご相談ください。各種相談窓口を開設していますので、お気軽にご利用ください。6～7ページで町内の相談窓口、8ページで町外の相談窓口を紹介しています。 問＝役場代表 ☎956-2101

1 町内の相談窓口		
相談ごと (悩みごと・困りごと)	相談窓口	概要
大人の健康相談	健康課健康増進係 (内132～135)	体調・病気・生活習慣の改善など、健康に関すること全般について、保健 師が相談を受けます。心の相談については、乙訓保健所の相談員の協力を 得て相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
赤ちゃん・お子さん の健康相談	健康課健康増進係 (内132～135)	お子さんの発育・発達・育児について、保健師が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
高齢者の健康相談	老人福祉センター 「長寿苑」 ☎957-1860	60歳以上の方を対象に、看護師が相談を受けます。 とき＝毎月2回 (日時未定。長寿苑だよりをご覧ください)
大人の栄養相談	健康課健康増進係 (内132～135)	栄養に関することについて、管理栄養士が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (予約制)
赤ちゃん・お子さん の栄養相談	健康課健康増進係 (内132～135)	お子さんの栄養や食生活について、管理栄養士が相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (予約制)
子育てに関する相談・ 健康相談	子育て支援センター 「ゆめほっぺ」 ☎959-9050	育児不安など子育てに関する相談を受けます。 とき＝子育て相談 回～回 9:30～15:30 (随時) 保育所保健師による健康相談 毎月第1～第4回 ※時間はお問い合わせください
育児不安の相談	大山崎町保育所 ☎956-3397 第2保育所 ☎957-1120 第3保育所 ☎957-6091	町立各保育所で、保育士が子育てに関する相談を受けます。 とき＝毎週回 (回を除く) 9:00～16:00
児童虐待の通報・相 談	福祉課児童福祉係 (内158)	近所で「子どものようすがおかしい」など感じたときは、通報またはご 相談ください。 とき＝平日8:30～17:15 (原則、随時)
教育相談	学校教育課学校教育係 (内232)	学習や学校生活のこと、不登校などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
配偶者や親しい男女 間での暴力 (DV) の相談	生涯学習課生涯学習係 (内222)	DVに関する相談を受けます。専門の相談窓口におつなぎします。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)
緊急融資の相談	経済環境課経済観光係 (内247)	国が指定する不況業種に該当する方で、売上が減少した方などが対象。セー フティネット保証融資に関する認定、京都府融資制度に係る保証料の助成 申請などの相談を受けます。 とき＝平日8:30～17:15 (随時)

ひとりで悩まずに、 まずは相談を

町内の相談窓口だけでなく、町外にもさまざまな相談窓口
がありますので、相談内容に合わせてご利用ください。

2 町外の相談窓口	
相談ごと(悩みごと・困りごと)	相談窓口
自殺予防のいのちの電話(京都いのちの電話)	☎864-4343 とき=年中24時間
自殺ストップセンター	☎0120-556-097 とき=平日9:00~20:00(面談相談は9:00~17:00)
こころの悩みや自傷行為に至るような相談	こころの健康相談(京都府精神保健福祉総合センター) ☎645-5155 とき=平日9:00~12:00、13:00~16:00 こころの健康相談(乙訓保健所) ☎933-1154 精神科医師による相談です。(予約制) とき=毎月第2回13:30~15:30、毎月第4回14:00~16:00
配偶者や親しい男女間での暴力(DV)の相談	京都府家庭支援総合センター ☎531-9910 とき=年中9:00~20:00 京都府警察本部総合相談室 ☎414-0110 とき=平日9:00~17:45
子どもの不登校・いじめなどの相談	京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン ☎612-3268・3301 とき=年中24時間 メール教育相談 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm ※相談メールに①相談内容②年齢(学年)③性別を明記してください
児童虐待に関する相談	児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
障がい者虐待に関する通報・相談	乙訓障がい者虐待防止センター ☎959-9085 FAX959-9086 ☒otsufukucenter@poem.ocn.ne.jp 携帯☒:otsufuku-center@docomo.ne.jp とき=平日8:30~17:15(随時) ※田📞☎年未年始および夜間は転送による対応。携帯メールは随時対応
障がい者の生活相談	アンサンプル ☎956-2543 FAX956-2547 とき=平日9:30~17:30(随時) 乙訓ひまわり園 ☎935-0101 FAX935-7072 とき=平日9:00~18:00(随時)
障がい児の相談	乙訓ポニーの学校 ☎952-5000 FAX953-5200 とき=平日8:30~17:15(随時)
雇用・労働相談	労働相談フリーダイヤル ☎0120-786-604 とき=平日9:00~13:00、14:00~17:00
認知症に関する相談	京都府認知症コールセンター ☎0120-294-677 とき=平日10:00~15:00
借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害などの相談	法テラス サポートダイヤル オペレーターが内容に応じて、利用できる法制度や相談窓口などを案内します。 ※弁護士や司法書士による法律相談とは異なります 法的トラブル一般 ☎0570-078-374 犯罪被害者支援 ☎0570-079-714 とき=平日9:00~21:00、📞9:00~17:00

国保加入者の皆さんへ 国民健康保険からのお知らせ

① 保険証を更新します

現在お持ちの保険証の有効期限は平成26年3月31日です。4月1日から使用する保険証は、3月末までに世帯ごとにとまめて簡易書留で郵送します。(手続きは不要)

なお、国保税を滞納している世帯には保険証を郵送しない場合があります。該当の場合は別途お知らせします。

新しい保険証の有効期限

※期限までに75歳になる(後期高齢者医療保険に移行する)方は、75歳の誕生日の前日が有効期限。期限までに65歳になり退職者医療制度に加入している(一般保険証へ移行する)方は、65歳の誕生月の末日(65歳の誕生日が月の初日の場合、その前月末)が有効期限

② 高齢受給者証を更新します

70~74歳で国保に加入している方には、保険証とは別に「高齢受給者証」を交付します。現在お持ちの受

給者証の有効期限は平成26年3月31日。4月1日から使用する受給者証は、3月末までに世帯ごとにとまめて新しい保険証と一緒に郵送します。(手続きは不要)

なお、国の見直しにより平成26年4月2日以降に70歳になる方から、医療機関窓口での自己負担割合が順次2割負担になります。

※4月1日までに70歳になる方は、1割負担のままです

③ 就職や退職した方は、14日以内に届出を!

春は異動のシーズン。就職などで職場の健康保険(社会保険)に加入するときは、国保脱退の届出が必要です。また、退職などで職場の健康保険から国保に加入するときにも届出が必要です。異動があった日から14日以内に届出をしてください。

国保脱退の届出が遅れると:

国保税がかかり続けます。また、社会保険加入手続き後に国民健康保険証を使って診療を受けた場合は、医療費を返還していただきます。

国保加入の届出が遅れると:

国保税は社会保険脱退時にさかのぼって納めていただき、届出までの間の医療費が全額自己負担になります。

④ 倒産・解雇などで離職した人は、国保税が軽減される場合があります

倒産や解雇、雇い止めなどの事業主の都合(非自発的理由)で離職した場合、国保税が軽減される場合があります。この軽減を受けるには届出が必要です。

軽減の対象者②次の要件すべてに該当する方

- 平成21年3月31日以降に離職した
- 離職日において65歳未満
- 事業主の都合や雇い止めなどにより離職した

※ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当

⑤ 整骨院などを受診している国保加入者の方へ

近年、整骨院や接骨院に対して支払う医療費が増え続け、国保財政を圧迫しています。症状によって保険の使える範囲が限られています。なお、受診内容や受診日、症状などを町から文書や電話でお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

○保険証が使える場合:

急性または亜急性外傷の打撲、捻挫、挫傷、骨折や脱臼の応急手当など。

×保険証が使えない場合:

日常生活における単なる肩こりや筋肉疲労などの内科的原因による疾患の手当てなど。
詳しくは厚生労働省のホームページで「柔道整復師等の施術にかかる療養費の取扱いについて」をご覧ください。

※キーワード「厚生労働省」「柔道整復」で検索してください
問||健康課保険医療係 ☎956-2101(内127・128)



町内会・自治会に入っていない皆さんへ 町内会・自治会に加入してください！

町内会・自治会とは？

町内会や自治会は、地域に住む皆さんがよりよい環境のもとで充実した生活ができるように、自主的、自発的に活動を行いながら地域のまちづくりを進めていくことを目的にした団体です。

なぜ町内会・自治会に入るの？

町内会、自治会の役割や活動は主に5つに分けることができます。

地域の絆をつくるため

町内会や自治会に入っていないくても、「普段は特に困っていない」かもしれない。しかし、災害や事件、事故などのいざというときに頼りになるのは、近隣や地域での人と人のつながりです。

互助活動のため

災害発生時などの対応や高齢者世帯などへの細かい配慮については、町内会や自治会を中心とした近隣住民の助け合いが必要不可欠です。

地域の課題解決のために

町内会や自治会の活動のなかで、地域の身近な課題を解決す

るとともに、行政との連絡体制をつくります。

生活環境の充実・向上のため住みよい環境をつくるための地域のルールづくりや自主防災活動、防犯活動、交通安全や町内美化など、町内会や自治会を中心とした地域で協力活動を行っています。

親睦・交流のため

スポーツや季節のイベントなどを通じて、地域の交流を深めます。各町内会・自治会対抗の体育祭なども行っています。

町内会・自治会に加入するには？

加入を希望する世帯の方には、お住まいの地域にある町内会や自治会を町役場から紹介いたします。

また、おおむね15世帯以上をめやすにして、新たな町内会や自治会を組織していただくこともできます。詳しくは左記までお問い合わせください。

問II企画財政課企画調整係

☎956-2101(内380)



お忘れなく！ 原付バイクなどの廃車手続き

原付バイクなどの軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。原付バイクなどの軽自動車を処分・廃棄したとき、盗難にあったとき、譲渡したときは、速やかに廃車の手続きをしてください。

廃車手続きをしないと登録が存続し、軽自動車税がかかり続けます。必ず3月末までに手続きを済ませてください。

※廃車手続きが4月2日以降の場合、その年度は課税されます
注意！盗難にあったときは、警察に出す盗難届とは別に廃車手続きが必要。その際、警察への被害届の受理番号が必要になりますので、事前に警察へ盗難の届出をしてください
問II税住民課課税係 ☎956-2101(内146)

種別	手続き場所	廃車に必要なもの
原動機付自転車 (125CC以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用など)	町税住民課 ☎956-2101 (内146)	▼ナンバープレート ▼印鑑 ▼標識交付証明書 ▼(運転免許証等の身分証明書)
軽四輪 軽三輪 軽一輪 (125CC超～250CC) 一輪の小型 (250CC超)	軽自動車検査協会 京都事務所 ☎671-0928 近畿運輸局 京都運輸支局 ☎050-5540 12061	上記に問い合わせのうえ、手続きしてください。

バスの利用で地球にエコ！

通勤・通学・お出かけは公共交通で

問II企画財政課企画調整係 ☎956-2101(内315)

2月号に掲載しましたが、公共交通を利用すると、運転者として交通事故の加害者になることもありません。

普段のお出かけや職場や学校への通勤や通学など、継続的な利用をお願いします。4月からはじまる新生活を機会に、交通利用について見直してみませんか。

【町内の公共交通を調べるには？】

本誌1月号に折り込んで配布した「公共交通マップ」および「バス時刻表」をご覧ください。同じものを、町ホームページに掲載しています。

※「トップページ」おこしやす 大山崎町の紹介・地図・地勢・公共交通マップ・バス時刻表」の順に進めば見ることができます

ネイティブスピーカーと英会話を楽しもう！ えいごcafeをオープンします

cafeスタッフとテーブルを囲んで、コーヒーや紅茶を飲み、お菓子を食べつつ英会話を楽しんでください。お友だちや英会話を楽しみたい仲間と一緒に、気軽にお越しください。

cafeスタッフは、外国人のネイティブスピーカーです。

ときII3月18日(日)

①午後1時30分～3時

②午後3時20分～4時50分

ところII中央公民館別館2階第1研修室

席数II各回10席程度

※要予約。先着順

参加費II500円

システム

○I部90分の2部制です

○テーブルは2つで、それぞれにcafeスタッフが1人つきます

cafeスタッフ

○日笠ロウエナさん

○マーク・ガラッドさん

主催II大山崎町国際交流協会、大山崎町

申込締切II3月14日(金)

申込方法II▼氏名▼電話番号▼参加を希望する回(①または②)を、電話で左記まで。

問・申込先II企画財政課秘書広報係

☎956-2101(内312)

車社会が急速に発展し、公共交通の利用者が減少。鉄道やバス路線の維持が難しくなり、事業撤退や路線廃止などが行われています。町でも、阪急・西山天王山駅開業に伴う路線バスの見直しで、阪急バスの西法寺系統が廃止の危機にさらされ、便数の調整(減便)が現実問題となりました。

公共交通機関は、通勤通学や買い物、通院などの日常生活において大切な移動手段。とくに高齢者などの交通弱者の移動手段として、公共交通の重要性は高まっています。公共交通機関が維持、改善されるためには、住民の皆さんの利用による支えが必要です。

例えば、多くの方がマイカー通勤からバス通勤へ替えれば、交通渋滞は緩和され快適な通勤ができます。また、排出される二酸化炭素量が減少し、環境にもメリットがあります。車の運転による事故率については本誌

車の量多
排気ガス多

マイカー通勤の人が

バスを使うと

車の量少
排気ガス少

エコ!